

危険物新聞

第212号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 田宮 呉 策
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717.5910
 定価 1部 20円

危険物関係法令改正46.10.1施行事項

申請手数料、倍額に

46年6月1日付改正の危険物関係法令は、同日施行と、10月1日、47年1月1日、10月1日に施行されるものに区分されるが、本年10月1日付実施のものは次のとおりである。

▷各種手数料殆んど倍額に（政令第40条）

各種手数料が全般的に倍額値上げとなる。

例えば、仮貯蔵承認手数料 1,000円

10倍以下の製造所設置許可手数料 6,000円

給油取扱所構造設備変更許可手数料 4,000円

乙種取扱者受験料 1,000円

取扱者免状交付手数料 800円などである。

▷設置地以外の市町村長等もタンク水張検査機関に指定（政令第8条の2）

タンクの水張、水圧検査は、タンクを設置するところの市町村長等（消防機関）以外に、他の市町村長等もできることになる。例えばタンク製作地を管轄する消防機関でも水張、水圧検査をうけることができ、従前のような出張検査等の手間が省かれる。

大阪府・取扱者試験 10月頃実施

大阪府では危険物取扱者試験が法令改正のためのびのびになっていたが、10月頃実施のメドがつき、準備がすすめられている。

実施する種類はまだ詳かでないが、新設の丙種は多分行なわれない見込み。なお講習試験のスケジュールがはっきりするのは9月上旬の予定。

▷様式（移動タンク明細書・タンク検査申請書）変る（政令様式及び規則第6条）

各種申請様式のうち、移動タンクの明細書とタンク検査申請書が新様式に変る。また、完成検査済証が、移動タンクと以外の2種類となり、タンク検査済証も金属板と用紙の2種となる。

▷屋内タンク貯蔵所の制限容量引き上げ（政令第12条）

屋内タンクの容量は指定数量の40倍（最高20,000リットル）まで制限量が引き上げられ、反面、次のように規制が強化される。屋内タンクの注入口附近に、タンクの量を感知できる装置（自動液面計、インターホーンなど）を設けること。タンク専用室の出入口には自動閉鎖（ドアチェックなど）の甲種防火戸を設けること。

タンク全容量を収容するようにタンク室のしきいを上げるか堰を設けること。

▷移動タンクの制限容量引き上げ（政令15条、規則17条19条24条の2、24条の3、24条の4、33条、35条、40条の2、40条の5）

移動タンクの構造規制が大巾に改正される。

主な点をひろってみると、容量が20,000リットルまで引き上げられる。安全装置、防波板、側面棒、防護棒、手動閉鎖装置レバーなどについて強化される。

静電気による災害防止措置として、従来の鎖による接地装置はやめ、注入、吐出時に接地導線によりアースすること。消火器は自動車用消火器のうち指定されたものを備えること。

タンクローリーは完成検査済証を備えること。

引火点40°C未満のものをタンクローリーより他のタンクへ注入するときはタンクローリーの原動機を止めること。もしタンクローリーより他のタンクへポンプアップの必要があるときは、受入タンク側でポンプ設備を設けること。

タンクローリーによる移送の基準がもうけられ全般的に強化される。例えば、長距離輸送のときは、運転要員を2人以上確保したり、アルキルアルミニウム等の移送については、移送経路などの書面を提出すること。

危険物改正法令について

要点を聞く

語る人/大阪市消防局指導課危険物係長 松穂斉治
ききて/大阪市危険物品協会事務局長 松村光雄

「早いもので消防法が改正されて丸2カ月経ちましたが、最近やっと国の方より法令改正に伴う運用について都道府県を通じ通達され、解釈上の疑義を解明されたやに承っています。その通達を中心に、改正のポイントや運用面についていろいろ御教示賜りたいと思います。

はじめに法別表、とくに第4類の品名及び別表備考が改正されましたが、石油類の定義が変りチョットまごついています」

7月27日付で消防庁より法令改正についての運用通達がまいりました。又9月2日には消防機関の関係者を集め消防庁より法令改正についての説明会が開催される予定で、近々疑義も解かれるものと期待しています。

石油類は第3石油類が第3と第4石油類に分れ、4分類となったことは御承知のとおりです。

そして引火点区分も21°C、70°C、200°Cと、第1、第2石油に関しては従前と同様です。ところが20°C液状が、第1、第2石油類については20°Cから40°Cまでで液状となるものも含まれます。例えば引火点が70°C未満の引火物でも融点が20°C~40°Cのものは、常温で液状でないということで従前は危険物には該当しなかったが、改正後は危険物としてとりあつかわれるわけです。

また、改正された石油類の分類定義からみて、引火

点の高低にかかわらず灯油は第2石油類で、重油は第3石油類となります。

「最近の軽油は殆どのが引火点は70°C以上であり、またスプレー式殺虫剤の溶剤灯油も引火点が70°C以上と書いていますが、一方A重油は70°C未満のものも多いようです」

なぜそういうようにきまったか、理由は聞いていませんが、別表備考の解釈はさきに申したとおり、たとえ引火点が75°Cの軽油でも第2石油としてとりあつかい、また引火点65°Cの重油でも第3石油類としてとりあつかうわけです。

「引火点の測定方法が見当りませんが」

これは、引火点80°C以下の物品についてはタグ密閉式、80°Cをこえる物品についてはクリーブランド開放式測定器で測定することになっています。

「特殊引火物の着火温度の測定方法もきまりましたか」

着火温度はASTM法発火温度測定装置により測定することを原則とします。

「製造所等の改修等に関連し、変更工事以外の部分の使用について仮使用の承認制度ができましたが、もう実施されているところと、未だのところがあるようですが」

法令のたてまえから申しますと、6月1日より施行されていますので、すでに実施されているところもあるようですが、仮使用承認の申請様式がつい先日示されたような次第で、大阪市では積極的な指導は差控えていましたが、近く実施する予定です。

仮使用を承認したものは、仮使用承認済掲示板を掲げてもらうようになります。大きさは25センチ×35センチで掲示内容もきまっています。

ヤマトの消火器をお備え下さい。

アフターサービスは完璧！
きっと皆様のお役にたちます。

ヤマト消火器

本社 大阪市東成区深江北1-7-11



「タンクの水張検査が従前は設置地の消防機関で受けなければならなかったが、改正で、他の行政機関でも受けられるようになりました。この他の行政機関とはどのようなことでしょうか。例えば労基局などを意味するのでしょうか」

他の行政機関とは、例えばそのタンクの製作地を管轄する市町村長等のように、設置地を管轄する市町村長等以外の市町村長等をいい、労基局や通産局のような機関は含まれないということです。

「屋内タンク貯蔵所も容量制限が引き上げられ結構なことと思いますが、構造基準について2、3おうかがいします。危険物の量を覚知することができる装置とはどのようなものをいいますか」

まず、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、また注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等をいいます。

「屋内タンクからもれた危険物がタンク室から流出しない構造とは具体的に」

壁体が流出しない構造であればしきいを高くするか、またタンク専用室内に堰をつくるとかの方法があると思いますが、いづれにしても危険物の全容量が収納できるものでなければなりません。

「タンクローリーについてはまた改めて別におうかがいすることにしますが、標識の基準をおききします」

従来の昼間用、夜間用の別がなくなり、『危』の標識だけでよいことになりました。しかし『危』の標識については、板の大きさ、文字の大きさ、太さ、字体、文字の材料など細部についても規格されましたので注意して下さい。

「普通のトラックの運搬標識もですか」

トラック等の標識も『危』だけでよいことになりましたが、ローリー用とは大きさも異なります。

またトラック用も字体、文字の大きさ等が規定されましたので規格を参照して下さい。

「引火点が40°C未満の危険物を、タンクローリーから他のタンクへ注入するときは、自動車のエンジンを停止させることとなりましたが、流下式で注入できるものは問題ありませんが、ポンプアップの必要なところはなにか手当てがいらいます。ローリーに防爆型モーター付ポンプを備えるとか、受入れのタンクにポンプを設置するとか」

消防庁では受け入れ側のタンクにポンプ設備を設けるよう指示しています。

「それは大変ですね。防爆型のモーターを設置するとなると、事業所側の予算面、モーターの製作期間を考えると、10月1日施行にはちょっと間にあいそうもありませんね」

「消火設備も改正され、とくに第5種の能力単位が基本的に手直しされたようですが」

これは従来より問題になっていたもので、能力単位の数値は、^レ消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)によることになり、水バケツ等についてのみ規則で定められることになりました。

「消火設備の区分表をみますと、二酸化炭素、ハロゲン化物、膨脹ひる石などの新用語もみうけられますね」

C、Bなどの^レ蒸発性液体、を^レハロゲン化物、と改められました。これは常温で気体のものもあり、^レ蒸発性液体、ということばが不適当であるので、化学的なよび名を用いることになったものです。

また、消火用不燃ガスは^レ二酸化炭素、に限られていたのでこれを明確にするため^レ二酸化炭素、に改められたものです。

「^レ膨脹ひる石、^レ膨脹真珠岩、というのはどのようなものでどのような消火効果がありますか」

^レ膨脹ひる石、とは通常パーミキュライトとよばれ、^レ膨脹真珠岩、とはパーライトとよばれているもので、金属カリウムやナトリウム、アルキルアルミニウムに適し、これらの物品の燃焼に際し熱によって膨脹し表面を被覆して消火するものです。

「^レ消火粉末、も2種に分けられましたね」

りん酸塩類等を使用するものとは、いわゆるABC粉末で、その他のものは従前のBC火災用の粉末です。

「今度の改正には関係ありませんが、消火設備の基準について消防庁より通達されていますね。あの資料と政令、規則の今後の改正についてはなにか関係がありますか」

今年の2月に消防庁より資料として出しましたが(その2)が近く出る予定です。これが揃った時点で再検討の上将来政令規則改正にもっていくものと思われます。

製造所等の消火設備に関する資料

〈連載〉 No. 4

8. 臭化塩化メチレン以下〔ハロン1011〕という。)、二臭化四ふっ化二炭素(以下〔ハロン2402〕という。)、臭化塩化二ふっ化炭素(以下〔ハロン1211〕という。))又は臭化三ふっ化炭素(以下〔ハロン1301〕という。))を消火薬剤とするハロゲン化物消火薬剤消火設備は、次の(1)から(4)に定めるところにより設けること。

(1) 全域放出方式は、次のア及びイに定めるところにより設けること。

ア、噴射ヘッドは、防護区画内にある危険物の火災を有効に消火できるように設けること。

イ、消火薬剤の量及び性能は、次の(ア)から(エ)までに定めるところによること。

(ア) 消火薬剤の量は、次の式によって算出される量に、防護区画の容積を乗じた量以上の量とすること。

$$\text{消火薬剤の量 (kg)} = X \left(\frac{C}{100 - C} \right)$$

X: 消火薬剤の種類により定められている次表の数値とする。

消火薬剤	ハロン1011	ハロン2402	ハロン1211	ハロン1301
Xの値	5.4	10.9	6.9	6.2

C: 危険物に対する当該消火薬剤の不活性化濃度(空气中においてすべての濃度の危険物蒸気を不燃化するに要する消火薬剤蒸気の最小濃度をいう。)(容量%)の数値とする。

(イ) 防護区画に自動閉鎖装置が設けられていない開口部がある場合にあっては、(ア)により算出された量に、当該開口部の面積1m²につき3kgの割合で、換気装置が設けられている場合にあっては、(ア)によって算出された量に、当該換気装置によって1分間に換気される量(m³)をそれぞれ加算した量以上の量とすること。

(ウ) 性能は、(ア)及び(イ)によって算出された量を30秒以内に有効に放射できるものであること。

(エ) ハロン1011及びハロン2402の噴射ヘッドは、当該消火薬剤を霧状に放射できるものであること。

(2) 局所放出方式は、次のア及びイに定めるところにより設けること。

ア、噴射ヘッドは、防護対象物の形状、構造並びに危

険物の性質、数量及び取り扱いの方法に応じ、防護対象物に消火薬剤を直接放射できるように設けること。この場合において、浮屋根式の屋外貯蔵タンクの浮屋根のシール部分に設けるものにあつては、当該シール部分3m以下ごとに設けること。

イ、消火薬剤の量及び性能は、次の(ア)から(ウ)までに定めるところによること。

(ア) 消火薬剤の量は、次のa又はbに定める量以上の量とすること。

a. 防護対象物が第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、ピット等である場合は次の消火薬剤の種別に応じて定められている有効放射量に、液表面積(一辺の長さが0.6m未満のピット等にあつては、当該辺の長さを0.6mとして計算した面積)を乗じた量とすること。

消火薬剤	ハロン1011	ハロン2402	ハロン1211	ハロン1301
有効放射量(kg/m ²)	7.5	5.0	7.5	6.5

b. 防護対象物がa以外の場合は、次の式によって求められる量(Q)に、防護空間の容積を乗じた量以上の量とすること。

$$Q = x - y \frac{a}{A}$$

Q: 消火薬剤の有効放射量(kg/m²)

a: 防護空間の周囲に実際に設けられた固定側壁の面積(m²)

A: 防護空間の全周の側面積(実際に設けられた固定側壁の面積と側壁のない部分側壁があるものと仮定した部分の面積の合計面積)(m²)

x, y: 消火薬剤の種別により定められている次表の数値とする。

消火薬剤	ハロン1011	ハロン2402	ハロン1211	ハロン1301
xの値	4.8	3.2	4.8	4.0
yの値	3.6	2.4	3.6	3.0

(イ) ハロン1211にあつては、(ア)で定めた量に1.05を、ハロン1301にあつては、(ア)で定めた量に1.25をそれぞれ乗じた量以上の量とすること。

(ウ) 性能は、次のa又はbに定めるところによること。

a. 防護対象物が(ア)のaの場合にあつては、次表の消火薬剤の種別に応じて定められている放射率で、有効に10秒間以上放射できるものであること。

消火薬剂	ハロン 1011	ハロン 2402	ハロン 1211	ハロン 1301
放射率 (kg/sec)	0.50	0.30	0.50	0.43

b. 防護対象物が (ア) の a 以外の場合にあっては、次の式で求められた放射率 (q) で、10秒間有効に放射できるものであること。

$$q = x' - y' \frac{a}{A}$$

q : 消火薬剂の放射率 (kg/sec)

a : 防護空間の周囲に実際に設けられた固定側壁の面積 (m²)

A : 防護空間の全周の側面積 (実際に設けられた固定側壁の面積と側壁のない部分に側壁があるものと仮定した部分の面積の合計面積) (m²)

x'、y' : 消火薬剂の種別により定められている数値とする。

消火薬剂	ハロン 1011	ハロン 2402	ハロン 1211	ハロン 1301
x' の 値	0.32	0.21	0.32	0.26
y' の 値	0.24	0.16	0.24	0.20

(3) ホースリール方式は、次のア及びイに定めるところにより設けること。

ア、ホースリールは、危険物を包含できるように半径15mの円の中心に設けること。この場合において、1のホースリールは、必ず各階の出入口附近に設けること。

イ、消火薬剂の量及び性能は、次の (ア) 及び (イ) に定めるところによること。

(ア) 消火薬剂の量は、1のノズルにつき、次表の消火薬剂の種別に応じて定められた量以上の量とする。

(イ) 性能は、次表の消火薬剂の種別に応じて定め

られた放射率で、有効に放射できるものであること。この場合、ホースの全長は、ノズル部分の長さを含めて20m以上であること。

消火薬剂の種別	消火薬剂の量 (kg)	放射率 (kg/min)
ハロン 1011	40	40
ハロン 2402	30	30
ハロン 1211	40	40
ハロン 1301	40	30

(4) ハロゲン化物消火薬剂消火設備の一般共通事項
ア、加圧用ガスは、当該消火薬剂の全量を有効に放射できるものであること。

イ、消火薬剂タンク及び加圧用ガス容器は、二酸化炭素消火設備に準じて設けること。

ウ、電源及び配管は、屋内消火栓設備の例によること。

エ、音響警報装置、手動式起動装置の操作部、選択弁、ホースリール及び標識は、二酸化炭素消火設備の例によること。

9. 炭酸水素ナトリウム(重炭酸ナトリウム)、炭酸水素カリウム(重炭酸カリウム)又はりん酸塩類等を主成分とする粉末消火薬剂(以下「消火薬剂」という)を用いる粉末消火設備は、(1)から(5)までに定めるところにより設けること。

(1) 全域放出方式は、次のア及びイに定めるところにより設けること。

ア、噴射ヘッドは、防護区画内にある危険物の火災を有効に消火できるように設けること。

イ、消火薬剂の量及び性能は、次の (ア) から (ウ) までに定めるところによること。

(ア) 消火薬剂の量は、0.7kg/m³ に防護区画の容積を乗じた量以上の量であること。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー

梯子消防車
消防ポンプ車
保険付消火器
クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道



保険付

家庭用万能消火器ピーナス

信頼のマーク



(イ) 防護区画に自動閉鎖装置が設けられていない開口部がある場合にあっては、(ア)により算出された量に、当該開口部の面積1㎡につき2.4kgの割合で加算した量以上の量とすること。

(ウ) 性能は、防護区画の容積1m³につき0.02kg/secの最少放射率で、20秒間以上有効に放射できるものであること。

(2) 局所放出方式は、次のア及びイに定めるところにより設けること。

ア. 噴射ヘッドは、防護対象物の形状、構造並びに危険物の性質、数量及び取り扱いの方法に応じ、防護対象物に消火薬剤を直接放射できるように設けること。

イ. 消火薬剤の量及び性能は、次の(ア)及び(イ)に定めるところによること。

(ア) 消火薬剤の量は、次のa又はbに定めるところによること。

a. 防護対象物が第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、ピット等である場合はそれぞれ次表のタンクの液表面積及び放射する方法に応じて定められている量に当該危険物の液表面積(㎡)乗じた量であること。

液表面積	液表面積1㎡当りの消火薬剤の量(kg)	
	水平放射の場合	垂直放射の場合
6㎡未満	3.33	5.66
6㎡以上 10㎡未満	3.80	6.40
10㎡ // 20㎡ //	4.60	7.80
20㎡ // 30㎡ //	5.27	8.66
30㎡ // 40㎡ //	5.62	9.25

b. 防護対象物がa以外の場合は、次表の防護対象物の表面積に応じて定められている量に防護対象物の表面積(㎡)を乗じた量であること。

防護対象物の表面積	防護対象物の表面積1㎡当りの消火薬剤の量(kg)
6㎡未満	5.66
6㎡以上 10㎡未満	6.40
10㎡ // 20㎡ //	7.80
20㎡ // 30㎡ //	8.66
30㎡ // 40㎡ //	9.25
40㎡ // 50㎡ //	10.00
50㎡ //	10.00

(イ) 性能は、次のa又はbに定めるところによること。

a. 防護対象物が(ア)のaの場合にあっては、噴射ヘッドは30kg/min以上放射できるものであり、かつ、次表の液表面積及び放射する方法に応じて定められている放射率以上で、同表に掲げる放射時間以上有効に放射できるものであること。

液表面積	水平放射の場合		垂直放射の場合	
	放射率(kg/sec)	放射時間(sec)	放射量(kg/sec)	放射時間(sec)
6㎡未満	0.38	6	0.53	7
6㎡以上 10㎡未満	0.34	7	0.48	9
10㎡ // 20㎡ //	0.30	10	0.41	12
20㎡ // 30㎡ //	0.27	12	0.38	15
30㎡ // 40㎡ //	0.26	14	0.36	18

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
泡・ガス・エアードーム消火装置 } YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
斉田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

代理店

株式会社

三和商会

TEL 06 (443) 2456

“ある着想”

Disaster

Zero

Defects

エビオス薬品・板垣知雄

防災活動に関しては日頃いろいろと思いをめぐらすことが多いが、こんな着想はどうだろうか。

筆者が前に勤務していた工場で、現場の一従業員とこんな会話を交したことがあった。

「今どんな行事が行なわれているか知ってるかい」

「さあ知りませんね」

「安全週間だよ」

「ああそうか。安全週間でしたね。そういえば旗も掲げあったし、立看板も出してありました」

「今日は安全週間中の行事として危険物設備と取扱いの点検日になっているのだよ」

「そうでしたか。じゃあ私も受持ちの分はよく調べておきます」

このような無関心派は特異な例かもしれないし、また極めて少数例であってほしいと願う。

一方、安全委員会は準備月間中に優に半日を費して大まじめに安全運動に関する討議を行ない、見事なプランは印刷物として各職場へ配布していたのである。このギャップをどう考えたらよいのだろうか。まさに安全運動は委員に選ばれた一部の人たちだけの空転に終わっていたのではないだろうか。

企業内の防災活動についても、このような姿がありはしないかと憂慮しはじめると、少々心細くなる。

さて、前述の例は従来のマネジメントの中に潜む欠陥があらわれた一例であるとなさせないであろうか。元来マネジメントの手法はいわば物理的な側面が中心となり、物理法則に従うエンジニアリングが主体をなしてきた。それ故に越すことのできぬ一線があった。それは心理的な側面でありZD運動はこれを満たすために生れたとみなせよう。

ZDはゼロ・ディフェクトの頭文字である。仕事の欠点、欠陥を皆無にしよう、ミスゼロにしようとする無欠点運動である。この運動は1962年アメリカのマーチン社でミサイルの信頼性向上とコストダウンをはかるために生れたが、その成功に着目したGE社は全社のあらゆる部門に

ZDを導入して大きな成果を収めた。さらにアメリカ国防総省はZD運動を正式に防衛制度にとり入れ、軍需会社にはZDの採用を勧告し急速に普及したのである。

日本では1965年日本電気株式会社が初めてZD運動を展開し、以来それを制度化する企業が年々ふえている。

ZDの一番の特色は、第一線の一人一人が主役である。そして、みんなが自分の仕事の欠陥をゼロにすることを目標として、最善の努力をするのである。一方経営者、管理者の役割は脇役であり、従業員全員が誤りのない仕事をできるように動機づけを行ない、正しく仕事ができるよう側面から援助してやることである。こういう方法で、あの山に登れというのではなく、山に登りたくてたまらない気持ちにさせ、そして登山技術をアドバイスしてやるのである。これは従来のマネジメントが管理者が主役であり一般従業員は管理者が示す方法に従い労務を提供する脇役であったのと大いに異なるのである。

ZD運動は工場内における安全運動にもうまく導入することができるので、すでにSZD（セイフティ・ゼロ・ディフェクト）として手法が紹介されており、筆者等は前記の工場にSZDを導入し、長時間にわたる無事故記録をおさめることができた。即ち安全活動の主役は第一線の従業員全員であり、かつてケンケンガクガクの会議に時間を費していた安全委員会はすっかり裏方になってしまったのである。防災活動もZD運動を展開することができないだろうか。この運動を仮にDZD（ディザスタ・ゼロ・ディフェクト）と名付けよう。その組織、方法については今後の研究課題であり、構想を固めるまでには至っていないが、企業内での防災活動もまた第一線の従業員の一人一人が主役として活躍するのにふさわしい事柄のように思われるので、問題点を提起し、DZDを提案してみた次第である。

＜お知らせ＞

改正法に基く標識 ができました

▷「保安監督者」の項目が入った類別標識ができています。

「仮使用承認」の掲示板ができました。

▷10月から施行の各種申請様式も9月上旬できます。

大阪市危険物品協会

丙種取扱者試験基準決る

常識的基礎知識を中心に

丙種取扱者免状が新に設けられ近くその試験が行われるが、消防庁よりこのほど試験基準が発表されたので試験科目・試験基準をとりまとめ受験のしおりとする。

▷受験資格

丙種取扱者試験の受験資格はありませんので誰でも受験できます。

▷試験科目とその範囲

- 1. 燃焼、消防に関する基礎知識（常識的基礎知識）
- 2. 危険物各論（ガソリン、灯油、軽油、重油、第4石油類、動植物油類の一般性質、火災予防、消火方法についての常識的基礎知識）
- 3. 危険物関係法令（消防法のうち危険物の規制に関すること政令規則のうち危険物の取扱作業の責務を果すに必要な程度）

▷科目別出題数

科 目	出題数	出題数の比	合格基準	
燃焼消火基礎知識	5以上	1	60%以上	
各 論	一般性質	5以上	1	〃
	火災予防消火	5以上	1	〃
関係法令	10以上	2	〃	

▷丙種取扱者の取扱い危険物品名

ガソリン、灯油、軽油、重油、第4石油類及び動植物油類

東大阪市本部予防課長に金森氏

東大阪市消防本部では8月2日付次の人事異動を発令した。

- ▷任消防監参事 平島隆雄（総務課長）
- ▷総務課長 宮田一雄（予防課長）▷予防課長 金森次郎（西次長）
- ▷警備課長 山口好三（西署長）▷東署長 西村和（警備課長）▷中署長 東村武夫（東署長）▷西署長 横田勢二（中署長）▷人事教養課長 森山光（人事教養課長代理）
- ▷西次長 北中貞一（警備課長代理）
- ▷主幹 神田宗一▷警備司令 西川俊一▷西警備司令 東武▷総務課長代理 元芳好雄▷人事教養課長代理 阿部多門
- ▷警備司令 山口政義▷本部予防係長 原一雄

枚方寝屋川消防長に田中幸次氏

枚方寝屋川消防組合では8月1日付次のとおり消防長以下幹部級の人事異動を発令した。

- ▷任消防監消防長 田中幸次（本部長）
- ▷枚方署長 中谷晃光（総務課長）▷寝屋川署長 前田芳男（警防課長）▷総務課長 寺田幸一（参事）▷警防課長 近藤浅吉（参事）▷枚方副署長 露谷政吉（警防課長代理）
- ◇本部付 稲田実（消防長）、高木信雄（枚方署長）、竹島芳太郎（枚方副署長）、原孝三（主幹）

河内長野市で法令改正説明会

河内長野市協会危険物取扱者部会では、消防法改正に伴う説明会を、7月22日午後、同市市民会館で、大阪府より杉山係長を招き開催、後防火映画を観賞した。



摂津市でも

摂津市防火安全協会では、危険物関係法令改正に伴う研究会を、8月18日午後、同市消防本部で開催、会員60名が出席して熱心に聴講した。

下中竹蔵氏（泉佐野市危険物品協会長） 8月16日死去、17日自宅で告別式が行われた。

タンクローリー関係の方へ

10月1日からタンクローリーに関する基準が大巾に改正されますので、タンクローリー関係（メーカーを含む）事業所の皆様と消防機関関係者との説明会、懇談会を、9月中旬に開催します。

御希望の方は電話でお申し込み下さい。追って詳細お知らせします。

— 大阪市危険物品協会 531-5910 —